

座間市防犯カメラの適正な設置及び運用に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、座間市防犯カメラの適正な設置及び運用に関する条例(平成28年座間市条例第8号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共の用に供する場所)

第2条 条例第2条第4号の規則で定める公共の用に供する場所は、市の施設とする。

(設置運用基準の届出等)

第3条 条例第4条第1項の設置運用基準に定めなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 防犯カメラの設置目的
- (2) 防犯カメラを設置する防犯対象区域
- (3) 画像の保存方法、保存期間及び廃棄方法
- (4) 画像の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の画像の安全管理のために必要な措置
- (5) 苦情処理の手続
- (6) 条例第5条第1項に規定する防犯カメラ管理責任者

2 条例第4条第1項前段の規定による届出は、当該届出に係る防犯カメラを設置しようとする日の10日前までに、防犯カメラ設置運用基準届(第1号様式)により行うものとし、同項後段に規定する防犯カメラ設置運用基準の内容を変更したときに行う届出は、当該変更した日の翌日から起算して10日以内に、防犯カメラ設置運用基準変更届(第2号様式)により行うものとする。

3 条例第4条第1項第5号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 犯罪の予防に関する自主的な事業を行う団体
- (2) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第7条第1項に規定する鉄道事業者
(防犯カメラ廃止届)

第4条 条例第4条第2項の規定による届出は、当該廃止をした日の翌日から起算して10日以内に、防犯カメラ廃止届(第3号様式)により行うものとする。

(防犯カメラ設置者等の責務)

第5条 防犯カメラ設置者等は、条例第6条第3号に規定する画像を防犯カメラの設置目的以外の目的に運用し、又は第三者に提供する場合は、個人情報データ提出記録簿(第4号様式)を備え、提供先の名称、提供日時、提供した情報等を随時記録管理し、保存しなければならない。

2 市長は、条例第6条第3号イ及びウの場合、画像の提供の請求者に対し捜査関係事項照会書又は市長が認める書面を求めるものとする。

- 3 防犯カメラ設置者等は、条例第 6 条第 4 号に規定する自己の画像の開示を求めたものに対し、身分証その他本人確認資料の提示及び理由書の提出を求めるものとする。

(勧告)

第 6 条 条例第 8 条の規定による勧告は、防犯カメラの適正な設置及び運用に関する勧告書(第 5 号様式)により行うものとする。